

表 8

施設の区分		ゾーンの名称						
		農業生産	森林保全	自然環境保全	田園定住	住宅誘導	工業誘導	沿道商業誘導
住宅	専用住宅		○		○	○		
	農家住宅	○	○		○	○		
	共同住宅				○	○		
	店舗兼用住宅	○			○	○		
農業施設	生産施設	○			○			
	飼養関係施設	○						
	調整・貯蔵・流通関連施設	○			○			
	格納施設	○			○			
	加工・販売施設	○			○			
	ふん尿処理・たい肥製造・農業廃棄物処理施設	○						
	その他農業用施設	○			○			
商業施設	日用品店舗				○	○	○	○
	ガソリンスタンド	○						○
	日用サービス店舗				○	○	○	○
	飲食店	○			○	○	○	○
	事務所					○	○	○
	娯楽施設							○
	宿泊施設					○		○
	倉庫	○					○	○
	運動施設							○
	観光施設		○					○
	駐車場・車庫					○	○	○
大規模店舗					○		○	
工業・業務施設	工場 1						○	○
	工場 2						○	
	研究所・事業所						○	○

備考

- 「○」は、当該施設を誘導できるゾーンに付したものとする。
- 農業生産ゾーンへの誘導については、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定による転用の許可を受ける見込みがあり、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 2 項に規定する要件を満たす場合に限る。
- ガソリンスタンド、飲食店及び倉庫を誘導できる農業生産ゾーンは、国道又は県道の沿線に限る。この場合において、倉庫は、流通事業に係るもの（配送センター等）に限る。
- 大規模店舗を誘導できる住宅誘導ゾーンは、国道又は県道の沿線に限る。